神祇志料

二

栗田寛著述

特別
イ4
3163
178(2)

貴
14
3163
178(2)

神祇志料

神祇志料第二卷

門人河井與義謹記

○目錄大意

此卷は神武天皇御軍を率て大和に入給ふ時、神教を得て天神地祇を祭り、高皇產靈尊の爲に顯齋たて、群賊を平け、又皇祖の詔に隨て神祇官八神殿を建て、又靈時を立て皇祖天神の恩頼に報奉りし事、崇神天皇の神威を畏みて、天照大御神、倭大國魂神を倭笠縫邑に移たゝ齋ひ、神璽の鏡劒を模造し、大物主神天御柱命、國御柱命、香島大神等の神誨に因て、社を建て祭を行ひ、神地神戸を定め、八十萬群神を治め祭り給ひしかば、天下悉治り、垂仁天皇出雲大神に御教ひまゝに、皇子譽津別尊をたゝて神社を拜まため給ふに、皇子眞言問給ひ、又倭姫命を大御神の御杖代として、伊勢に齋鎭め奉り、始めて禰宜を置たる事、當時威武を耀たゝ給ふ時には、必ず神祭をたゝ給へる風俗なりたる事、景行天皇筑紫に巡幸して、神を敬ひ、日本武尊蝦夷を平けに向坐

時、神、朝廷を拜給ひし事、成務天皇の朝、國造縣主を定られたが、其族天神地祇の裔にて民を治め神を敬ひた事、仲哀天皇の朝、皇后神教に依て、新羅を御奴國と仕奉らため、墨江神を彼國に祭りて、威靈を被らため、廣田生田長田住吉神社を建て爾保都比賣神を紀伊に祭給ひ、雄畧天皇の朝、豐受大神を伊勢山田原に祭り、顯宗天皇の朝、日神、月神、人に憑りて、高皇產靈神天地を預鎔造給ふ由喻た給ひ、欽明天皇の朝、高麗をたて大己貴神を祭らためた事、物部中臣の二氏佛法の害を慨りて、蕃神を祭る可ら受と諫奉りた事、孝德天皇改新の政、皇祖天神の跡に遵て制給ひし事、此時より古風大に廢れた事、天武天皇の朝、相嘗新嘗の神に幣帛を奉り、伊勢兩宮二十年造替を始られた事、文武天皇の朝、大幣月次祈年の名見にそめ、元明天皇の朝、大寶の制を增損たて神祇の令制大に備、聖武天皇の朝より、宇佐八幡大神を崇め給ひ、又妖僧行基本地垂迹の說を唱ひた事、孝謙稱德天皇の朝、八幡神

に位階封戶位田を奉り、又和氣清麻呂八幡大神の神教を受た事、桓武天皇の朝、高橋安曇神饌供奉行立の次第を定め、祭祀の違例を正た、祈年奉幣の制を改め、夜祭を禁め、大中小の祓を設け、又神祇の典禮を改張た給ひしかど、石上神社の器仗を移して、神祟ありた事、平城天皇の朝、中臣忌部の訴訟を斷められし頃、忌部廣成神祇、衰替を歎きて、古語拾遺を獻りしに、其後貞觀に祭禮の儀注あり、延長に神祇式あるは、廣成が言を用ひ給ひたなるべき事、そが內に朝廷にして神を敬ひ給ふ時は、世を安らかに平治り、神を疎畧にたに給へば、甚じき禍害の起る理ある事をも含めて、詳に記とゝなり、

神祇志料卷之二

常陸　栗田寛　編輯

神祇二

上古、天神高皇産靈尊、天地を鎔造給ふて功業を致し、伊弉諾尊、伊弉冉尊、天下を修理治め給ひ、天祖天照大御神、高天原を馭し給ふに及て、素盞嗚尊、大己貴命、相繼て其未だ成終給はざる處を作堅め給ひき、故天祖三種の神寶を皇孫瓊々杵尊に授て、天日繼れ御璽として、天降らしめ奉りしより、諸部神等みな天神の詔の隨に、歷世相承て、各も神器の側に仕奉りき、日本書紀、古事記、古語拾遺

神武天皇

爰に天祖五世の皇孫神倭伊波禮毘古命、諸皇兄及皇子に詔曰、昔我天神高皇産靈尊、大日靈尊、此豐葦原瑞穗國を以て、我天祖彦火瓊々杵尊に授け給ひしより、今に至て、遼遠地猶未だ王澤に霑はず、故東方に都つくりて、天業を弘てむと詔ひ、即皇軍を帥て、筑紫國より中州に入坐し、長髓彦と孔舍衛坂に戰ふ時に、皇

兄五瀨命其痛矢串三字據古事記を負たて御軍得進まず故伊波禮毘古命詔く吾は日神の子孫ぞたて日に向て戰ふ事不良故暫退て神祇を禮祭り背を日神の威靈を負て御影の隨に壓躡てむと詔て軍を還たし給ふに寇等又逼奉らざりき日本書紀其處より廻幸て紀國熊野村に至坐る時に大熊髣髴○按本書髣髴を髮に作る誤れり熊野緣記に據出入たつゝ即失ぬ爾神倭伊波禮毘古命倏忽遠延まに及御軍に之を訂ぞ皆瘁て伏き此時熊野之高倉下一横刀を齎て天神の御子に伏せる地に參來て獻る時に天神に御子即寤坐て長寢しつる乎と詔ひき故其横刀を受取給ふ時に其熊野山の荒神自ら皆切仆ぞえて其惑伏せる御軍悉に寤起たりき故天神御子其横刀を獲つる由を問給へば高倉下答曰已夢に天照大神高木神二柱神の命以て建御雷神を召て詔はく葦原中國は甚く喧擾て有けり我御子等不平坐らし其葦原中國は專汝が言向つる國なれば汝建御雷神降りてよと詔き爾答曰僕降らざるとも專其平國之横刀あれば降たてむ此刀を降さむ狀は高倉下が倉頂を穿て其より隙に入むと白給ひき故建御雷神教へ給ふく我刀師靈を今汝が倉中に隨入む參取日本書紀故阿佐米余玖汝取持て天神御子に獻れと教給ひき故夢教のまゝに旦已が倉を見たらば信に横刀ありき故是横刀は獻ふまつると奏しき於是亦高木大神の命以て覺白たく天神御子此より奥方に莫入坐そ荒神甚多かり今天より八咫烏を遣せむ故其八咫烏引道てむ其立む後より幸行へしと教給ひき故其教覺の隨に其八咫烏の後より幸行たらば吉野河の河尻に至り坐し其地より又宇陀に幸たき古事記爾高倉山嶺に登りて瞻望給ふに八十梟帥兄磯城等の賊虜屯居て通り坐べき處なし故是夜祈て御寢坐る夢に天神訓曰天香山社中の土を取りて天平瓮八十枚を造り又嚴瓮を造りて天神地祇を敬祭り亦嚴呪詛をせば虜自ら平伏なむと詔給ひき故其御教の隨に爲給はむとする時弟猾亦御夢に如白しゝらば即其墟を取て平瓮嚴瓮を造り丹生川上の五百箇眞

坂樹を拔取て天神地祇を祭り、又呪詛の術をし給ふに皆御心の如くなりき、故大喜たて吾必ず鋒刃の威を假ざたて坐る天下を平なんと詔ひて、諸神を祭り給ひき、神を祭るに嚴瓮の置物ある事此を始ふ、時に道臣命に詔曰、吾今高皇產靈尊の爲に顯齋せむ、汝齋主たるべし詔ひて、嚴媛と云號を授け火を嚴香來雷、水を嚴罔象女、粮を嚴稚魂女、薪を嚴山雷、草を嚴野槌と名けて、祭を行給ひ即其嚴瓮の粮を宇て、御軍勒て出給ふ、八十梟帥兄磯城、兄猾、長髓彦等皆服從て、中國悉に治りき、日本書紀又天日別命に標劒を賜ひ伊勢に遣して、伊勢津彦神を國避しめ、其大國玉神を崇祭り、荒神を伐平たゝめ給ひき、伊勢風土記、倭姫世記、此天日別命ハ伊勢國造等が祖也、舊事本紀如此、神を敬ひつゝ不伏人等を撥平給ひて、都を畝傍の橿原に定給ふ時皇祖天神の詔に從て、神籬を樹て八柱神を祭る即神祇官八神殿是也、神祇以下延喜式　天太玉命の孫天富命天璽鏡劒を捧げて、正殿に安置奉り天兒屋命の孫天種子命天神の壽詞を奏し、舊事本紀、宇摩志麻治命布都主大神を殿内に齋奉り、又天璽瑞寶を以て天皇の爲に鎭祭りき、舊事本紀爾に天皇詔曰朕諸虜等を既く平定訖ぬる事ハ我皇祖ハ神靈天原より降鑒坐て朕を助け給ふ故にとそと詔て、靈時を鳥見山中に立て皇祖天神を祭り給ふ、日本書紀又徧く群神を祭て其恩賚に答奉りき、舊事本紀、古語拾遺、此時に當て、神器大殿に坐まと、神と帝と未だ相遠らざ、皇宮神宮常に一つなりたかば宮内に齋藏を建て、齋部氏を其職に任し、國々の調物を納めて、神物と官物の分別なく、天種子命、天富命、專神事を掌り、兼て朝政を掌り、祭と政と二つならざるを以て、惟神なる道自ら天下に行れき、參酌日本書紀、舊事本紀、御間城入彦五十瑞殖天皇深く神祇を崇重給ひ、皇祖の訓に遵て、常に天業を經綸の御心坐しつゝ、疾疫多に起り、人民死て盡なむとするを憂坐て、神を請奉りて、其罪を祈申たゝ、漸く神威を畏て、是よりとき大殿に祭奉れる天照大御神、倭大國魂神と、一牀に住を安らぬ事に思たて、更に齋部氏をして、伊斯許理度賣神、天目

一箇神の裔を率て、鏡劍を模造らしめて護身れ御璽と爲給ひき、是は踐祚に
献ふ神璽之鏡劍也、日本書紀、更字
献ふ神璽之鏡劍也、以下古語拾遺、仍て磯城神籬を倭笠縫邑に建て、神鏡靈劍
を遷す、天照大御神を豐鍬入姫命に託奉り、倭大國魂神を渟名城入姫命に託
て齋祭らしむ、日本書紀、夕宮人みな參集て、終夜宴樂を、古語拾遺かくて猶其災
害の起れる由を知むと思ひて、神淺茅原に幸す、八十萬神を會て、卜問給ふ時
に神ありて倭迹々日百襲姫に憑て詔曰、天皇國の治らぬ事を莫患まそ、能
我を敬祭、給ばば、自平きなむ、我は倭國に所居神大物主神と誨給ふ隨に、祭祀
つれど猶驗あらざりき、日本書紀、爾天皇愁歎て、沐浴齋戒を、殿内を潔めて祈り曰
く、床神を敬ふ事の未だ至らぬ所ありて、祭を享給はざるにや、夢裏に其由を
誨ふ、給へと詔て、神牀に坐ふ夜、大物主神御夢に顯きて曰く、是は我御心ぞ、故
大田々根子を以て、我御前を祭らしめ給ばば、神氣起らず、國安平なむと告給
ひき、日本書紀、神牀時に倭迹迹速神淺茅原目妙姫大水口宿禰伊勢麻績君三人、
以下古事記、

共に奏さく、昨夜一貴人あり、大田々根子命を以て大物主大神を祭り、市磯長
尾市を以て大國魂神を祭らしめば、天下大平なむと誨給へりと白ふき、日本
書紀
是以驛使を四方に班て、大田々根子と云人を求る時に、河内の美努村○日本書紀に
茅渟縣陶邑に作りき、其人を見得て貢進りき、古事記、爾天皇親ら神淺茅原に臨幸、諸王卿
八十諸部を集て、其大田々根子に汝は誰子ぞと問給ひき、日本書紀、僕は大物主大
神、陶津耳命の女活玉依毘賣に娶て生子名櫛御方命の子、飯肩巢見命の子、建
甕槌命の子、僕大田々根子と白しき、於是天皇大歡給ひて、天下大平、人民榮な
むと詔て、物部連祖伊香色雄命に命て、天之八十毘羅訶を造り、古事記、物部連
祖、據日本書紀
神物班つ者と爲むと卜ふに吉し、又他神を祭らむと卜ふに吉らず、故物部八
十手が作る祭神の物を班て、大田々根子命を大物主大神の神主と定、長尾市
を倭大國魂神の神主とし、然て後に他神を祭らむと卜ふに、占合き、仍て天
神地祇社及神地神戸を定め奉り、又宇陀墨坂神に赤色楯矛を祭り、又大坂

神に黒色楯矛を祭り、又八十萬群神、坂之御尾神、河瀬神まで悉に遺忌なく、幣帛を奉り給ひき。參取日本書紀古事記、又此御世より五穀を始て、天下の公民の作物を、草片葉ゝ全るまで、一年二年よあらぞ、歳まねく傷へふが故ゝ物知人等の卜事をてトへども、出る神の御心も無と聞食て、天皇詔く、神等をば天社國社と忌ふゝ事なく祭り奉ふゝ、思行はすゝ誰の神ぞ天下の公民の作りと作ふ物を成ゝ傷へる神等は我御心ぞと悟奉れゝ祈賜へる大御夢に悟奉らく、如此惡風荒水に合せつゝ傷へふ我御名は天御柱命、國御柱命と申して、楯戈御馬等の物を備て、我宮を定奉らば、天下五穀を悉ゝ成幸奉らむゝ悟ゝ給ひ、延喜式又香島大神は大坂山の頂に降り坐て、我前を治奉らば汝治看國を大國小國事依し給いむゝ教ゝ給ひき。常陸風土記、爾天皇即龍田神社を建て之を祭り、又幣帛を奉り、神戸を定て、鹿島宮に仕奉りき。延喜式常陸風土記、此に因て疫氣悉息五穀成熟て、國家安平き、凡神戸神地を定め、才楯以て神を祭り、又男弓弭之調、女手末之調を貢らゝ、めて、神祭に熊皮、鹿皮、角布等を奉る事、即此ゝ起れり。日本書紀、古事記、參取古語拾遺

垂仁天皇

活目入彦五十狹茅天皇の御世、皇子譽津別命、八拳鬚胷前に至まで、眞事問給ばざりしかば、天皇其を患賜ひて、御寢坐ふ御夢に覺ゝ給いく、我宮を天皇の御殿の如修理給はば、御子必眞事とはむ、如此覺ゝ給ふ時に、太占ゝ占へて、何神れ御心ぞと求るゝ、其祟は出雲大神の御心なりき、故其御子をして、其大神の宮を拜ゝめに遣、給ばむゝすふ時ゝ、誰人を副しめい吉と占ふに、曙立王トに食り、故曙立王ゝ科せて、祈誓白ゝ、むらく、此大神を拜むゝ因て誠驗在ば、此鷲巣池ゝ住る鷲や、うけひ落よ、如此宣ふ時に、其鷲地に墮て死き。又誓生よと宣給へば、更ゝ活ぬ、又甘橿前なふ葉廣熊白檮を字氣比枯し、又誓生ゝき、爾其王に倭老師木登美豐朝倉曙立王と云名を賜ひ、即曙立王菟上王二柱を其御子に副て遣ゝ時に、那良戸より跛盲遇む、大坂戸よりも跛盲あはむ、唯木戸ぞ腋戸の吉戸ゝトへて、出雲ゝ到坐て、大神を拜詑て、還上り坐時ゝ

奠事問給ひたらば、即其由を覆奏しき、故天皇歡喜て、菟上王を返たて、神宮を造らため給ひ、古事記又阿麻乃彌加都比女神を皇后と教たて、吾爲に祝を充給ばば、皇子能事問て、亦御壽長からむと白たし給ふ隨に、日置部等祖建岡君を遣たて、尾張國吾縵郷に社を造らため給ひき、釋日本紀引此後天皇阿倍武淳川別命、和珥彥國葺命、中臣大鹿島命、物部十千根命、大伴武日命五大夫に詔曰、我先皇御間城入彥五十瓊殖天皇叡聖聰達たて、萬機を統治め、神祇を禮祭給へるを以て、人民富足て、天下太平なりき、故今朕世に當て、神祭を怠るべきにあらぎと詔玉ひき、日本書紀此時豐耜入姫命老給へるを以て、皇女倭姫命を天照大神の御杖代と定て、即大神を頂奉りて、願給ふ國を求奉ふ時に、美和の御諸宮より發て出坐しき、故其五大夫を御送驛使として、令入坐時に、宇太れ阿貴宮に坐たし、次に佐佐波多宮に坐時、大倭國造等神田神戸を進りき、次伊賀穴穗宮に坐たし、次阿閉柘殖宮に坐時、伊賀國造等神田神戸を進りき、次に淡海坂田宮に坐たし、次に美濃伊久良賀宮に坐たし、次に伊勢桑名野代宮に坐時、伊勢國造祖建夷方命神田神戸を進りき、次河曲鈴鹿小山宮に坐時、川俣縣造祖大比古安濃縣造眞桑枝、並に神田神戸を進りき、次壹志藤方片樋宮に坐時、壹志縣造祖建呰子、飯高縣造乙加豆知、並に神田神戸を進りき、而たて飯野高宮に坐時、佐奈縣造御代宿禰神田神戸を進り、多氣佐々牟延宮に坐時、竹首吉比古即櫛田根椋神田を進りき、次に玉岐波流磯宮に坐し、次度會國佐古久志呂宇治家田田上宮に坐時、宇治土公遠祖大田命、此伊須々乃川の川上に好大宮處ありと申て、即倭姫命見そなはして、好大宮處定賜ふ時に、天照大神れ詔以て、是神風れ伊勢國は宮世之浪重浪歸國傍國可怜國也、故是國に居まく欲すと、詔ふ隨に、齋宮を五十鈴川上に興つ、廷暦儀式帳、時天照大神以下日本書紀之を佐久久斯侶五十鈴宮と云ふ、古事記爾有余鳥墓村に神痔を造りて、雜神政所とし、荒木田神主遠祖國摩大鹿島命の孫、天見通命を禰宜と定給ひき、延暦儀式帳是時倭大國魂神、穗積臣祖

大水口宿禰に誨給ばく、大初之時と天照大神は悉く天原を治看し、皇御孫命は專ら葦原中國を八十魂神を治せ、我は親ら大地官を治むと言詔給ひぬ、然るに御間城天皇神祇をば祭りつれど、其根源を微細を探り給はで、枝葉をのみ治め坐ふ故に、其天皇短命し給へり、今汝御孫命先の過を悔て、慎祭り給はば、壽命延長、天下も太平ならむと詔ひき、爾天皇中臣連祖探湯主を勅して、誰人をふて祭らしめむと卜問ふに、淳名城稚姫命卜食き、故神地を穴磯邑に定めて、此神を大市長岡岬に齋祠らしむるに、稚姫命瘦弱て祭に得堪ざりふに、ば、長尾市宿禰を以て之を祭らしめき、日本書紀一説又此天皇兵器を神幣と爲むと卜ふに、卜食き、故弓矢横刀を諸神社に納奉り、更に神地神戸を定め、時を以て神を祭らふめ給ひき、○按本書、兵器を以て神を祭事、此に始るとすれども崇神朝才猶を以て神を祀る時は恐らくは此に始ふに非ず、姑附て考に備ふ、初珠城朝布都大神社を大倭石上邑に建て饒速日命の天より受來ふ天璽瑞寶を藏め齋て、石上大神と申しき、初珠城朝以下、舊事本紀、此に至て五十瓊

敷命を茅渟菟砥の川上に坐せて、横刀一千口を作らふめて、神宮に藏奉り給ひ、即五十瓊敷命に其神寶を主らしめき、其後妹大中姫に我老にたれば、今より汝神寶を主れと命せ給ふ時に、我は手弱女なり、何で天神の神庫に登らむと辭申して、物部十千根大連に治しめ給ひき、日本書紀蓋祭祀を掌るは、政の本なりけきば、古へ尤も之を重みして、武き威靈を耀ふ給ふ事を、又自ら其が中に舍へり、是を以て神を祭るとふていは弓矢太刀を神社に納奉り、寇を擊給ふとしていは、忌瓮を居て神を崇め奉りき、斟酌日本書紀、故大吉備津日子命をして吉備國を言向給ふ時は、針間氷河之前に忌瓮を居ゑ、大彦命をふて彦國葺王を擊しめ給ふ時は、和珥武鍬坂上に忌瓮を鎮坐て、神を祭りき、日本書紀、古事記、紀、大足忍代別天皇筑紫豐國を巡見ふて、其土蜘蛛等を伐時は、志我神、直入物部神、直入中臣神を祈り、日本書紀高羅行宮より還幸ふて、基肆國に至坐時は、其御鎧を長岡神社に獻り給ひ、肥前風土記日本武尊蝦夷を平服奉ふ時は、伊勢大神の神朝廷

を拜奉り、其姉倭姫命の授坐る草薙劔を取佩ミて、即東方十二道の荒振蝦夷等を平伏訖て、其捕虜を大神宮に奉りき、日本書紀、古事記、爾に倭姫命此蝦夷をば神宮に近くべからぬと詔ふを以て、即三諸山傍に移らしめき、三諸山は大物主神の鎮坐ぬ神山也、日本書紀其明神の威靈に依て、威武を耀ミ、神祇を敬ひて、虜人を鎮る事、此の如ミ、然ミて吉備穴濟神、難波柏濟神の如き、人を害ふ山河荒神をば、日本武尊また皆言向知はし伐滅ミて、水陸の徑を開き給ひき、日本書紀、古事記如此甚大なる功烈坐ますが上に、威靈を神劔に留給へふを以て、即神と崇奉りき、此は尾張熱田大神也、日本書紀古事記、熱田緣起、此大神の皇兄第凡八十王ぞ坐ける、

成務天皇

初橿原朝に國造稻置を置給ひミより、此に至て、其七十七王等い、悉に國々の國造、又和氣、稻置、縣主に別給ひ、日本書紀、古事記、舊事本紀、稚足彦天皇に御世、大國小國の國造、及縣々の稻置を定給ふに及て、各〻肩を賜ひて、表ぜしめ給ひき、日本書紀古事記、此時に當て、所謂國造、みな天神地祇帝皇に裔にして、各其祖神を祭りつ

仲哀天皇

〻其民を撫治ふを以て、民みな其祖先を敬ふ事を知り、矛楯の表を執て、其不順者を和し懷くる時い、人みな天皇の教化を仰く事を知る、故是以て朝廷の大御祭にい、臣連伴造國造、各も〻其祖神の仕奉る職を忘る〻事なく、天下の心を華め、天祖に神を祭るを以て、八洲の廣き、蒼生の多き、天祖天神の威靈を畏み、天皇の恩德に潤はざる者あらざりければ、天祖天神を又能天下に福祥を降して、神威を海表に耀ミ給ひき、日本書紀古事記、舊事本紀、新撰姓氏錄大要、足仲彦天皇筑紫訶志比宮に坐て、熊襲國を征給ふ時神託給へりき、天皇御琴を控して、建内宿禰大臣沙庭に居て神命を請奉りき、於是大后神託して言教覺ミ給ひつらくは、天皇や熊襲の不服ことを勿憂給ひそ、是い膂肉之空國也、此國に勝れる寶國あり、美女の眉引如向津國なり眼炎金銀彩色多國也、其國名を栲衾新羅國ともいふ、吾御前を祭り給ハば言舉せずして、其國必ず服なむ、熊襲を服從なん、其祭にい天皇の御船と、穴門直

踐立が献れる田名は大田と、是等の物を幣帛と爲給へと詔給ひき。爾天皇御答、白し曰く、高地に登りて西方を見るに、國土は見えず、唯大海のみとそあるを大虚に國有めや、誰の神ぞ詐りせずは、又我皇祖等、神といふ神い皆祭り給へれば、遺きる神あらめやもと詔ひて、御琴押退て控給はず、默坐ぬ。爾其神大怒詔天津水影なと押伏て、我見る國を何を、國なきと云て、我御言を誘給へる、汝命伊如此言て遂に信給いぞば、凡此天下い汝れ知すべき國と非ず、汝は一道に向ひ坐と詔給ひき。參取日本書紀、於是建内宿禰白しけらく、恐し我天皇、猶其大御琴遊せと白き、爾稍其御琴を取寄て、なまゝに彈坐けるに幾もあらずして、御琴の音不聞なりぬ。即火を擧て見奉れい、既崩坐き。○按天皇崩御、諸説甚紛はしく、孰れ是とを定難し、その説、既に本紀に見えたり。爾驚懼て殯宮に坐奉りて、更に國の大麻を取て、生剝逆剝れ罪の類と種々求て、國の大祓をして、更齋宮を小山田邑に造り、大后自ら神主となりて齋宮に入坐き。亦建内宿禰と御琴彈きめ、中臣烏賊津使主を審神者とし、千繒高繒を琴頭琴尾と置て、神命を請奉りき。更齋宮以下日本書紀於是教覺し給ふ狀、具に先の如くにて、凡此國は汝命れ御腹に坐御子の所知國也と教覺給ひき。爾建内宿禰恐き、我大神、其御腹に坐す御子伊何皇子ぞと白せば、男子ぞと詔ひき。古事記爾具に請奉りけらく、今如此言教給ふ大神い、其御名を知まく欲と白そ。七日七夜に逮て、答曰、是い神風伊勢國の百傳ふ度遇縣の拆鈴五十鈴宮に居神、名い撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命、○古事記天照大神と云れ御心也、亦神ありやと白せば、幡荻穂と出し吾尾田吾田節之淡郡所居神あり、○按本書前後、恐くは脫誤あらむ、又下文と据べきと似たりとれどそ未た明證を得ず、姑附て考を俟つ。又於天事代於虚事代玉籤入彦嚴之事代主神ありと答給ひき。故又有やと問奉るに、有や無や知らずと答給ふ。時に審神者今答へ給はずて、後更に告給ふ事あらむやと白せば、答給ひつらく、日向國橘小門の水底と居て水葉稚に出居神、名は表筒男、中筒男、底筒男三柱大神あり。日本書紀三柱大神據古事記今寔と其國を求めむと思ほさば、

天神地祇亦山神海河其諸神を悉に幣帛を奉り我が御魂を御船上に坐て眞木灰を瓠に納れ亦箸と葉盤を多に作りて皆々大海に散し浮て渡り坐べきと詔ひき古事記故神語を承りて御教の隨に之を祭り即吉備臣祖鴨別をして熊襲を擊しむるに忽に順服き其後大后の爲る所皆神驗あらざる事なし故神教の驗ある事を知食て更に神祇を祭り神田を定めて佃る時儺河水を神田に潤むとき溝を穿るに迹驚岡に大磐塞て水通らず仍武内宿禰を召て鏡劍を神祇に捧て禱祈奉らしむるに雷電霹靂して其磐を蹴裂き溝水自ら通りき又諸國に詔て船舶を集め兵甲を練ふに軍卒集はざりしを神の御心ならむと詔ひて大三輪社を建て刀矛を奉るに軍衆自ら集ひき既にして三柱大神の神誨の隨に荒魂を招奉りて御軍の先鋒とし和魂を請て皇船の鎮とし日本書紀又國堅大神の御子爾保都比賣命の神教のまゝに其神の賜へる亦土を天の逆鋒に塗りて神舟の艦舳に建て御船及皇軍の甲衣に染め海水を攪濁して播磨國風土記皇軍を轡へ皇船と連並て度幸す時に海原の魚ども大なる小き悉に御船を負て渡りき爾順風大に起て御船浪の隨に往つ故其御船の波瀾新羅國に押騰りて既に國半まで至りき於是其國主畏懼て吾聞東方に神國あり日本といふ又聖王あり天皇と申せり思ふに必其國の神兵也故禦奉るべきにあらざと言て吾聞以下日本書紀即奏言けらく自今以後天皇の命のまに〳〵御馬甘として毎年船並て船腹乾ず舳艫干ざ天地の共常磐に仕奉と白しき故是以新羅國をば御馬甘と定給ひ百濟國をば渡屯家と定給ひ即墨江大神の荒魂を國守神と鎮祭りて還渡りき故其政未た竟給はざる間に懐妊皇子臨產しつ即御腹を鎮給はむ爲に石を取して御衣の腰に纏して筑紫國に渡來坐て其御子い生坐ける古事記於是御軍に從坐し三柱大神大后に御誨まことを以て其荒魂を穴門山田邑に祭らしめ即京に上り向時に御船海中に廻て得進まず更に務古水門に還坐て卜給ひき爾天照

大神我荒魂い皇居に近く坐べらす、御心の廣田國に坐べしと誨給ひ、稚日女尊を吾は活田長峽國に居べしと誨へ給ひ、事代主尊を吾をば御心長田國に祠り給へと教給ひ、表筒男、中筒男、底筒男三神、吾和魂は大津の渟名倉の長峽に坐て、往來船を看べしと誨給ふ隨に、鎭り坐しめ給ひかば、平けく得度り坐き、日本書紀此時汶賣神も教に依て其神を美奴貢浦に祝祭り神船を奉り給ひ攝津風土記又其尒保都比賣命をば紀伊國管川藤代の峯に鎭奉りき、播磨風土記爾天皇を河內國に葬奉りて後、建內宿禰、太子を率奉りて、御禊せむとして、淡海及若狹國を經し時に、高志前の角鹿に假宮を造りて坐奉りき、爾其地に坐を伊奢沙和氣大神の命、夜夢に見て、吾名を御子に御名に易まく欲と詔ひき故言禱て、恐こ命の隨に易奉らむと白ひき、伊奢沙和氣神い即氣比大神也、於是還上坐る時に、其御祖息長足姫命待酒を釀て、太子に獻らせとて、酒樂の御歌よみ給ひき、日本書紀、此後新羅國百濟の貢物を奪ひ時、大后及譽田別尊天神と祈奉らく、誰人を新羅に遣しそば、其罪を推問得なむと白し給ふ時に、天神の命以て武內宿禰に議ひめて、千熊長彥を使とせば、所願隨ならむと誨給ふ、故に千熊長彥をして新羅を責問しめ、又其七國を平定て、百濟王に賜ひ、かば、西蕃益順服奉りき、日本書紀凡て古への天皇命等內には八百萬神を齋祭り給ひ、外にい嚴き皇威を耀し坐を專と爲給へふを以て、其功業既に此の如し、然ども少しく其祭を怠り給ふ時い、神祟忽に至ふ者あり、日本書紀古事記大要、去來穗別天皇の御世筑紫坐宗肩三柱神、宗肩二字據釋日本紀引天書宮中に顯坐て、何我民を奪給へる、吾今汝に慚見せてむと誨給ひけふに、天皇禱り坐るのみにして、祀り給はざりしが、大虛に聲ありて、劍太刀太子王、又鳥往來羽田に汝妹い、羽狹に葬り立往ぬと呼ばりき、既にして皇妃黑媛俄に薨ぬる事を畏給ひて、更に其由を求むふに、車持君其神戸の車持部を奪る故ならむと申しき、故悉に其車持部を召墾て、三柱神に分奉りしかど、明年に至て天皇崩り給ひ、日本書紀穴穗天皇

推畧天皇

神床に坐けゐる時、皇后の膝を枕として、晝御寐坐たりしば、眉輪王の禍を罹り給ひき、古事記其威靈の恐く坐ことと此れ如き、畏れて敬ひ奉らさるべけむや、大泊瀬幼武天皇御世、凡河内直香賜を遣て、曾方神を祭らしめ、尋て天皇親ら新羅を伐給はむとせしに、神誨あるを以て、其事を果たし給いぬ、其末年に至て、天照大御神御夢に誨覺給いく、吾高天原に坐て、見た求給ひし處に鎮り坐ぬ然れども吾一所のみ坐ば甚苦しく、大御膳を安く聞食し坐ざる故に、丹波國比沼の眞奈井に坐て我御饌都神等由氣大神を我許もがと、誨覺奉り給ひき、止由氣宮儀式帳時に天皇驚悟給ひて、度會神主等先祖大佐佐命を召て使として、布理奉りと宣き、仍退往て布理奉りて、伊勢國度會の山田原下石根に宮柱太知立高天原に千木高知て、齋奉り始めき、此は今豐受宮大神也、止由氣宮儀式帳皇紀、度會氏系圖、○按倭姫世記に倭姫命神誨を得て、大爾天照大御神又宣曰、我若子命使に差れたる由あるは誤れり、故今取らず

御祭に仕奉る時は、先豐受宮を祭りて、後に我宮の祭事に仕奉り、彼宮禰宜に

顯宗天皇

は、天村雲命に孫神主氏を定て、仕奉らしめよと教給ふまにく、豐受宮の側に、御饌殿を造り、毎日朝夕御饌物を調備捧齎て、天照大御神に仕奉らしめき、太神宮雜事記又此御世に、大和高鴨神を土佐國に遷し奉らしむ、所謂土左大神也、日本書紀、續日本紀、弘計天皇の御世、阿閉臣事代任那に使されし時、日神月神人に着て謂て、我祖高皇產靈尊、天地を預鎔造ましたる御功あり、民地を奉ふべし、若請しの隨に獻らば、我福慶てむと詔ふを以て、神田を寄奉りき、日本書紀上古伊弉諾尊、伊弉冉尊は此神の詔命に依て八百萬神を生成して、天下を修理固給ひ、又此神に予思金神をしては、種々に思慮しめ、少彦名神は大己貴神と相並ばして、此國土を作堅たしめ給ひ、或は豐葦原の荒神を言向しめ、或は御孫命を天降し坐たしも、みな此神の詔命に依る時は、其天地を鎔造し功尤大なり、曜括日本書紀、古事記、古語拾遺大意、而たして天神地祇、みな能其威靈を顯たし、功德を施たして、天下に福祥給ふ故に、天皇は直く正たき惟神なる道のまに〳〵皇神を敬て、其德に報奉り、

皇后皇子等神主となり、忌人となりて、其政を扶け給ひ、臣連伴造百八十部緒ハ、其典、禮を長み奉りて、各も〳〵其遠祖を忘るゝ事なく仕奉ふを以て、古より以來外國の言痛教、邪なる道はあらざるに、海表の御宅國とを、此國神を祭らしめ給ひき。參酌日本書紀、古事記、令義解、新撰姓氏錄、萬葉集、延喜式、天國推排廣庭天皇の御世、百濟王新羅人に殺せられし時、大臣蘇我稻目宿禰其國を諭しけらく、昔大泊瀨天皇の御世に、汝國高麗より逼らえて危かりき、其時天皇神祇伯と命て策を神祇に受給ばりたに、神祝者に託て報曰はらく、邦を建たる神を請奉りて、今亡なむとする王を救給はば、其國寧謐にして、人物安ららんと申す、神語の隨に往て、救ハためつるに、果して治りぬ、其所謂建邦之神とは天地剖判之代草木言語之時、天降り坐て國家を造り給へる神也。○按釋日本紀云、造國家之神は大己貴神也、然ふに汝國其を輟て祭らざりしを、從今後ときに過を改めて、神宮を修理て、神靈を齋奉らば、國昌なむと教給ひき、任那日本府を又神祭の事ある時ハ、明神の威

靈、遠く外蕃に及ぶ者、又見るべし、是よりとき佛教始て中國に參渡來し時、天皇之を禮奉るべきや否を、群臣に問し給ふに稻目宿禰は西蕃諸國みな之を禮り、豐秋津日本のみ何で背き給はむと奏しつるを、物部大連尾輿、中臣連鎌子共に奏曰、我大皇國所馭天皇は、常に天神地祇百八十餘神を春夏秋冬に祭拜給ふ事を專とは爲給へるを、今改て蕃神を拜奉らば、國神御怒まさむ事恐しと奏しければ天皇其佛像を稻目に授て、禮拜ため給ふに其後疫氣多起りて、民死亡き、爾尾輿鎌子又奏さく、嚮に奏せる言を用給はざるに因て、此禍なもある、今速けく佛像を棄給はば、福慶坐ましなむと奏たき、故有司に詔して、其佛像伽藍を燒滅たに投棄しめ給ひき、日本書紀。此後天下舉國風吹雨零て、百姓愁悲しみけふ時、卜部伊吉若日子に勅たて、卜へため給ふに、乃賀茂神の祟也と卜奏たき、仍四月吉日を撰て、能禱祀らしめ給ひしかば、五穀成熟て、天下豐平になりき、賀茂祭此に始ふ。本朝月令引秦氏本系帳、袖中鈔、河海鈔、淳名倉太珠敷天皇の御世、蘇我

馬子又甚く佛法を好み、佛像を禮拜しまつり、國内又疫疾行て、民死る者多かりき、

用明天皇

爾物部弓削守屋大連、中臣勝海連、共に天皇を諫奉りて、其佛像佛寺を燒滅さむ、橘豐日天皇位に即給ふと及て、神道を尊ましゝかど、猶佛法をも信給ひき二年磐余河上に新嘗御食て、病を得て還り坐時、佛法を祈らむ事を群臣に議らさむ、守屋、勝海亦奏さく、何ぞ國神に背奉り、他神を敬はむや、昔より如斯事を知らぬと白さき、時に馬子詔の隨助奉るべしと言て、豐國法師を内裏に入

崇峻天皇

さむ、守屋大連之を邪睨て、甚く怒りき、泊瀬天皇御世馬子外戚れ權を恣にさむ穴穂部宅部二皇子を殺奉り、廐戸皇子と相謀て、勝海守屋を擊滅し、終に畏く

推古天皇

も天皇を殺奉り、豐御食炊屋姫天皇を位に即しめ奉りき、日本書紀廐戸皇子太子と立給てより、万機の政を攝行し、天皇の御事を行ひ、皇祖神の御制を廢て、專ら佛法を弘む る舉を事とさむ、唐國の威儀制令を移して神代よりの禮儀を變更、又惟神の神を尊む風習を、佛意に變むとのみそし給ひける 掛酌日本書紀、聖德太子傳、法

舒明天皇

王帝說大意 然れども天皇之に從ひ給はぬ、十五年詔曰曩者我皇祖天皇等の世と治め給ふ事、天に踴り地に蹐さて、敦く神祇を禮給へり、今朕世に當て、豈怠らむや、故群臣心を竭さて、神祇を拜べしと詔ひさかば、皇太子及大臣百寮を率て、神祇を拜祭りき、是よりさき新羅任那と相攻む、即將軍を遣さて之を伐しめ、尋て來日皇子を さて新羅を擊しむ、諸神部及國造伴造等之に從ふ、其筑紫に至るに及て、使を肥前に遣さて、經津主神を祭らしむ、其筑紫以下、肥前風土記、息長足日廣額天皇四年唐使高表仁等至る、即留めて神酒を難波館に賜ふ、日本書紀、後延喜朝に及て、又住道、生田神酒を外蕃使に賜ふ、延喜式、世々意を神祇に用給ふ事、此の如し、故其威靈遠く海表に及び、任那新羅使を遣し、表文を奉て、天上に神あり、地に天皇あり、此二神を除て、畏き者なしと云りき、唯蘇我氏甚く佛法を崇めしより、上古の典禮大に衰へ、入鹿父子政を執に及て、多く無禮を行ひ、天位を窺奉るの心ありさらば、臣連伴造國造を、亦國縣田野を掠て、爭

戰ふ事止ざりき、天豐財重日足姫天皇四年初中臣鎌兄連を神祇伯に任し給ふに、固く辭奉りて、三島に退居たりたが、此に至て中大兄皇子と深く遠く思謀りて、入鹿等を誅殺、又天萬豐日天皇を輔翼奉り、新しき政を施たゝ、大臣大連を罷て、左右大臣を置き、國造、稻置、縣主を止めて、國司、郡司を置れたより、中臣、齋部、大伴、物部の裔、古代權威なく、國造、縣主の族又漸に衰ふ、然いあるど專ら漢土の制度を用給へるのみにいあらで、惟神なる古の道を修治めたるを以て、諸國郡領い、多く國造、縣主の族を任給ひき、日本書紀中臣以下參取本書、續日本紀、古語拾遺、舊事本紀大意

大化元年阿倍倉梯萬侶大臣、蘇我石川萬侶大臣に詔たゝ、大夫伴造等に、民を悅ためゝ之を使ふの道を問たゝ給ふ時ゝ、石川麻呂奏げらく、先神祇を祭鎭奉り、然して後ゝ政事を議ひ給ふべたゝと白ぞ、其日倭漢直比羅夫忌部首子麻呂を尾張美濃に遣たゝ神ゝ供る幣を課しめ給ひき、明年群卿大夫及臣連國造伴造等に詔曰、天地の間ゝ君として、萬民を宰め給ふ事い、必臣等の翼になも

由ゝ故世々の我皇祖等、卿が祖考と共に治め給へり、朕復神の護を被りて、卿等と共に天下を治むゝ詔ひ、三年又詔ひけらく、惟神を我子治し食べしと言寄し給へり、是以天地の初より君とまし坐皇國也、本注曰、惟神とは、神道の隨ふ也、始馭天下皇祖の御時より、天下大同て、都て彼此に事なかりき、然るゝ頃者神名を始て天皇の名名、或は別を臣連の氏となり、或は造等の色となりたより、率土の人心紛亂　又拙弱臣連伴造國造等は、其を姓とし、神名王名を心に隨人々ゝ賂ひ、他奴婢として清名を穢汚つるより民心整はず、國政治め難かりき、故今隨在天神を治平べき時選也と詔ひて、種々ゝ制給ひき、蓋天神に奉寄せまゝ〳〵、上古の聖王に跡ゝ遵て、天下治看給ふ事は、即此天皇の大御心也、日本書紀、蓋字、以此御世に伊勢に御神に神縣二十鄕を割て、度會及竹村下取本書大意に屯倉を立て、山田原に神宮の御厨を造り神庤を改て御厨とし、神庤司中臣香積連須氣を以て大神宮司とす、延曆儀式帳　皇祖母尊天皇五年、阿倍臣比羅夫を

して肅慎を討ち、蝦夷を征しめ、船一隻及五色絲帛を以て、蝦夷の神を祭り、遂に後方羊蹄を政所とし、其皇威を輝し給ふ事尤大なり、既年に及て、天皇朝倉社の木を伐て、橘廣庭宮を造りたらば、其神怒坐て、災異頻に顯れ、諸近侍多く死せ、尋て天皇亦崩坐き、天命開別天皇三年諸神の座を山御井の側に敷設て、幣帛を班奉り、中臣命連をして祝詞を宣しむ、天停中原瀛眞人天皇御心雄武して先神祇を敬給ひき、壬申の年、近江朝廷と戰ふ時、伊勢朝明郡迹太川邊に至りて、天照大神を望拜奉りたかば、兵士自ら集ひき、其美濃の行宮に坐時、高市皇子奏たけらく、近江群臣多なりとも、何天皇の靈に逆へ奉らむ、天皇一柱に坐とも、高市神祇の靈を賴て攻伐てば、拒奉る者あらめやと白たき、此夜雷雨甚ありしに、天皇神を祈給て、天神地祇朕を扶奉らば、霽雨息なむと言詔まに〳〵、即止き、其秋軍士金綱井を屯せし時、高市大領高市縣主許梅口問て得言ざる事三日ありて後、神着けらく、吾は高市社に所居事代主神又牟狹社に所居名生靈神なり○按本書生靈を生雷に作る、今釋日本紀日本書紀薩摩本に據て之を訂す、神日本磐余彦天皇の陵に、馬及種種の兵器を奉れ、吾は皇孫命の前後に立て不破を遂奉りて還り來ぬ、今は軍の中に立ちて守護り奉るべし、西の道より軍衆至らむ、慎勿怠りそと言詔て、即醒さりき、故御諡はまゝに御陵を拜奉り、又幣を捧て、二神は社を禮祭りき、又村屋神祝に託て、今吾社は中道より冠來りなむ故れ之を拒きてよと教給ひしが、幾日を過ぬ間に、廬井造鯨が軍果して至りき、其後三神の品位を登進めて、之を祠らしむ、かく神等の保佑厚く、遂に軍に勝給ひて、天下知食き、二年春對馬の貢銀を諸神祇に奉り、四月大來皇女を天照大神宮に侍はしめむとして、泊瀨齋宮に居らしむ、此は先づ身を潔めて神の御許に近き給ふ所也、十月に至て即神宮に侍らしむ、日本書紀後世初齋宮を設くる事、此に始る、延喜式忍壁皇子を石上神宮に遣して、其の神寶を瑩き、古より神府に貯ふる諸家の寶物を其子孫に還さしむ、三年四月始て風神大忌神を廣

瀧田に祭る、此より著れて恢典とせられき、此字以下據年中行事秘鈔、公事根源、四年夏、大旱を以て、使を四方に遣し、幣帛を捧て、諸神祇を祭り、八月詔して、天下に大解除せしむ、其用物は國別に國造祓柱馬一匹、布一常、其餘は郡司は、各刀一口、鹿皮一張、鑊、刀子、鎌各一口、矢一具、稻一束、毎戸廂一條を科す、九月神官奏曰、新嘗の爲に國郡をトふ、齋忌は尾張、山田郡、須岐は丹波、訶沙郡、並にト食き、新嘗に國郡をトふ事、蓋此に始る、冬祭、幣帛を相嘗○按本書嘗字脫た新嘗諸神祇に奉る、相嘗の名始て此に見えたり、六年天神地祇を祭る爲に、天下に祓禊せしめ、齋宮を倉梯河上に建て、卜簿を列て幸しむ、時、十市皇女薨ませる、を以て、祭を停め給ひ、九年正月、幣帛を諸神祇に頒ち、畿内諸國に詔して、天社國社の神宮を修理しめ、夏皇祖御魂を祭り給ひ、秋天の下をして大解除せしむ、日本書紀十三年九月、伊勢二所大神宮の神寶、使を發遣して、給ひき、是より先、神宮殿舍破損に從て、宮司等之を修む、此に至て二十年毎に神殿及門垣を造るの制を定む、寶基本紀、園太暦引神宮舊記、朱鳥元年、天皇御體不豫、給ふを以て、之をトふ、草薙神劍祟り給ふと云り、初近江朝、新羅僧道行、神劍を竊奉り、國に還らむとせるに、雨風に迷て歸る事を得ず、終に捕はれて斬刑に處らる、此後神劍皇宮にあり、故之を熱田社に還納奉り、兼て社守神主を置給ひき、日本書紀、參高天原廣野取熱田緣起

持統天皇

文武天皇

姫天皇三年秋、百官を神祇官に集て、天神地祇の事を宣しめ、明年幣を畿内天神地祇に班ち、神戸田地を增しむ、日本書紀天之眞宗豐祖父天皇二年、新羅貢物を諸社に奉り、夏、馬を芳野水分峯神に奉て雨を祈り、又祈雨の爲に馬を諸社に奉りき、祈雨に馬を奉る事、此に始る、大寶元年勅して、今より後、山背葛野郡月讀神、樫井神、木島神、波都賀志神等の神稻を、中臣氏に給ふべく制給ひ、冬彌努王引田朝臣小間を造大幣司長官とす、其後大幣を班給ふが爲に、諸國國造を召し、明年二月己卯、大安殿を鎭め、大祓を行ふ、天皇新宮正殿に御し、齋戒して幣帛を五畿七道諸社に班給ひき、凡國造の祭を掌る、此時又古に異なる事な

し、凡國造以下取本書大意秋詔して、伊勢太神宮の封物は、神事とのみ供奉りて、齋穢とむる事なく、其服料とは神戸の調を用ふべく制給ひ、又山背乙訓郡火雷神屢驗徵あるを以て、大幣及月次の幣に入しむ、十月薩摩隼人を伐時、太宰所部、神九處に禱祈つるに、其神威に依て荒賊を平げたかば、即幣帛を奉て賽しき、慶雲三年甲斐信濃越中但馬土左等國、十九社、始て新年幣帛の例に預ふ、本注曰、其神名い神祇官記に大幣月次祈年始て此に見ゆ、秋丹波但馬二國に山と灰あり、使を遣たて、幣を神祇に奉らしむるに雷聲忽と起りて、火災自ら滅ぬ、越前又災あふを以て、幣を其部内の神に捧て、之を救はたまひき、續日本紀

元明天皇

姫天皇和銅四年、奈公伊侶具、始て伊奈利社を山城に建つ、年中行事秘抄、諸社根元記、廿二社注式、

元正天皇

高瑞浄足姫天皇養老二年詔たて、大寶令を增損しむ、是以神祇令制大に備る、續日本紀、初橿原朝より以來中臣齋部專ら神祭を宰て、政事に預り、大伴物部專ら武事を掌て、神祭の事を兼掌るを以て、祭政一つにたて、分るゝ事あらざりき、參酌日本書紀古語拾遺、其後珠城朝に祭主を置き、倭姫世記、玉穗朝に及て、神祇職原鈔伯あり、日本書紀、神祇伯又神祇官頭と云ひ、又神官頭と云ふ、所謂祭主即是也、日本書紀古語拾遺、長柄朝に、齋部首作賀斯神官頭に拜まつて、王族宮内婚姻卜筮の事を掌る、古語拾遺、當時祭と政と既に分れたまひぬ、此に至て官職を班つに、神祇官を百官の上に置時は、其神を敬ふの道尤明也、斟酌令集解職原鈔、凡伯一人、天神地祇の祭祀、祝部の名籍、大嘗、鎮魂、御巫、卜兆の事を掌り、太宰府に主神一人を置て、九國二島の祭祠を掌らしめ、天下諸國みな國司をたて、各其國内の祠社を掌らしむ、令義解、其祭ふ所は、即上古天祖天孫の皇業を輔奉りて、天下を治め、蒼生に福祥を降し給へる神に非る者なし、其神名載せて神祇官記に詳也、斟酌日本書紀、續日本紀、類聚國史、延喜式、其神祇令に曰、凡天神地祇は、神祇官みな常典に依て之を祭ふ、其四時の祭、仲春に行ふものを祈年と云ひ、季春を鎮華と云ひ、至夏を神衣、大忌、三枝、風神、神嘗と云ひ、季夏季冬を月次、鎮火、道饗といひ、孟秋を大忌、風神、季秋を

神衣神嘗仲冬を相嘗、大嘗鎮魂と云ふ、此諸祭は神に供ふる調度及禮儀齋日、みな別式に依る、其祈年、月次祭には、百官神祇官に集る時、中臣祝詞を宣り、忌部幣帛を班つ、凡天皇即位の仲冬には、惣て天神地祇を祭り給ふ、之を大嘗と云ふ、散齋一月、致齋三日、其、大幣は三月の内に修理ふ、大嘗は世毎に一年之を行ふ、凡踐祚の日は、中臣天神祝詞を奏ふ、忌部神璽は劍鏡を上る、凡祭には致齋散齋の別あり、致齋は唯祭事を行ふ、其前後を兼て散齋とす、散齋は内諸司事を理むる事常の如し、但喪を吊ひ病を問ひ、肉を食ふ事を得ず、又刑殺を判り、罪人を決め音樂歌舞を作し、穢惡は事を預る事を得ず、一月の齋を大祀と云ひ、三日の齋を中祀と云ひ、一日は齋を小祀と云ふ、凡祭祀は所司預め神祇官に申す、官、散齋の日、平旦に至て之を諸司に告ぐ、其幣帛飲食及菓實の類は、所司の長官親ら檢校て、穢ふ事なからしむ、常禮の外に幣帛を諸社に供ふるは、皆五位已上に食はしめ、凡神戸

の調庸田租は、神宮を造り、神に供ふる調度に充つ、凡六月、十二月晦日、大祓は、東西文部祓刀を上り、祓詞を讀終て、百官男女祓所に聚る、中臣祓詞を宣り、卜部解除を行ふ、凡諸國大祓をべき者、其國造郡司の祓具、蓋飛鳥朝の制に同じ、

令義解　七年五月、神戸の籍帳を造る者、本戸の定數に依て、增時は減し、死る時は加ふるの制を定む、天璽國押開豐櫻根天皇神龜二年詔して曰、今諸國神社に雜畜を放ち、及穢惡あり、と云へり、國司長官宜しく幣帛を執り、慎て清め掃ふ事を常とすべし、天平元年夏勅して、毎年伊勢神調絁三百疋を割取て、神祇官の中臣、朝臣等に賜ひ、秋又諸國天神地祇は、長日之を祭り、限外に祭るべき山川の神をば祭る事を聽せと詔ひ、今年祝部の田租を免さる、二年夏、神祇官雷火の災を以て、幣を天下諸社に奉らしめ、尋て制けらく、伊勢太神宮の奉幣使は、五位已上に食はしめ者を充て、六位已下を用ふる事を得ざれ、秋齋宮の供給は年料は、今より後官物を用ひて、神戸調庸を用る事なからしめ、三年、神祇官奏

に依て、庭火御竈神四時祭祀と預からしむ續日本紀是よりさき豐前宇佐郡菱形山と八幡神あり、神龜四年神宮を造り、廣幡八幡太神宮と云ふ即宇佐八幡宮也、宇佐八幡縁起諸社根元此後宇佐八幡神大と顯る、九年夏、使を伊勢祠宮、大神社筑紫、住吉、八幡、二社、及香椎宮と遣し、幣を奉て、新羅無禮の狀を告し、秋疫癘と起り、死亡多きを以て、諸國の雨風を起し、國家と有驗神等の幣帛を預り給はぬをば、悉く供幣の例と入れ、冬、使を畿内及七道と遣して、諸社を造らしむ、十二年、藤原朝臣廣嗣が事と依て、幣帛を伊勢太神宮と奉り、又大將軍大野朝臣東人に詔して、八幡神に禱らしめ、終に伊勢に幸し、少納言大井王、及中臣忌部等をして、幣帛を太神宮に奉らしめ、既にして事終に平ぎき、其宅幣を神に奉り、福を祈ふの類、史に記す事を絶ぜと雖を、其佛法を崇むふの心甚しからしかば、災異頻に著れたりと、佛を崇むるの道至らぬ故とのみ思して、大く佛法を弘め、深く妖僧行基を信給ひき、故行基遂に神言を假て、東大寺を建ふ事を得たり、續日本紀、其它以下、參取本書元享釋書大意、初天皇東大寺を創給ふ時行基をして伊勢神宮と請奉らしむ、爾行基佛舍利を捧げて祈り奉りつるに、大神神託ありて、其請を許し給へふ由を僞り奏しき、故天皇深く悅給ひしかど、猶御心に安らぎ思して、左大臣橘、朝臣諸兄に勅して、又其事を祈り奉らしむふに、神教あらざりき、參取大神宮雜事記、元享釋書、壇靈鈔、按大神宮雜事記壇靈鈔並云、橘諸兄復命の夜、天皇の御夢に大神教し給ひけらく、吾朝ハ神國也、神明を崇め奉るべし、日輪即大日如來、本地盧舍那佛也、衆生此理を悟て佛法と歸依べしと詔ひき、などあるハ僧徒本地垂跡を唱ふふ爲に設けしき妄說なれば、取ふに足らぬ姑附て考に備ふ、然れども此時行基既に本地垂迹の說を唱へて、天つ日は即大日如來、本地は盧舍那佛、垂迹ハ天照大神也と云て、朝廷を欺き、明神を嶮し奉りしより、僧行信の如き、阿曾麻呂ゐて如きみな行基の術を假り、八幡神教に託て、朝廷を欺罔奉りき、續日本紀、大神宮雜事記、神祇本源、引大和葛寶山記、元亨釋書、壇靈鈔、十七年、阿倍朝臣虫麻呂を遣して、幣を八幡神社に奉り、二十年八幡大神の祝部等が位階を進め給ひき、寶字稱德孝鎌天皇勝寶元年冬八幡大神宜大神社女主禰司大

神ノ田麻呂二人ニ朝臣ノ姓ヲ給フ尋テ大神京ニ幸坐テ東大寺ノ佛ヲ拜給ハムト託宣ある由を奏しき東大以下參取歴代皇記爾に參議石川朝臣年足侍從藤原朝臣魚名等を迎神使とし其路次諸國に兵士百人以上をして前後に供奉らしめ又殺生を禁め其從人は酒肉を用ひず道路を清掃ふべく制給ひ即五位十人散位及六衛舍人各六十人をして京に入れ奉り宮南の梨原宮に新殿を構へ神宮とせらるき禰宜尼社女東大寺を拜む時乘る所の輿紫色にして乘輿に異なる事なし爾に天皇太上皇皇太后も同じく行幸ありて大神に一品比咩神に二品の御冠を奉り尼社女に從四位下主神田麻呂に外從五位下を授く大神とき天神地祇を率誘て盧舍那佛を助成奉らむと詔しと云ふを以て也二年春八幡大神に封八百戸位田八十町比咩神に封六百戸位田六十町を充奉りき凡位階及封戸位田を神に奉る事此に始る冬八幡大神の教あるを以て藤原朝臣乙麻呂を太宰帥とす六年藥師寺僧行信八幡主神多麻呂

等意を合せて厭魅の事あり因て行信を下野に配し社女多麻呂は並に除名して本姓に從はしめ社女を日向に多麻呂を多禰島に流し更に禰宜祝を補して其封戸位田並雜物一事以上をば太宰をして撿知しむ明年八幡大神託宣し給ひけらく神吾神命を矯託て封戸位田を取事を願はば前に賜ふ所の封地徒らに用ふる事なくして野山に捨るが如し故朝廷に還し奉りて唯常の神田を留めむと詔ひき即神宣の隨に之を行はしむ寶亀元年伊勢大神宮幣帛使今より後專ら中臣朝臣を差て他姓を用ふる事勿れと制給ひき初天平中中臣氏權を縱にして忌部幣帛使に預る事を得ず天平以下據古語拾遺七年勅して忌部を幣使とする事を聽さる忌部宿禰虫名等が請に依て也此に至て又此命あり續日本紀然れども此後其事終に行はれず續日本紀日本後紀大炊王位に即給ふに及て河内王中臣朝臣池守忌部宿禰人成等をして幣帛を大神宮に奉り又使を遣して幣を天下諸國神社に奉て即位を告しむ三年冬神祇大副中臣朝臣毛人

稱德天皇

少副忌部宿禰告麻呂をして幣帛を神宮に奉らしめき、此い勝寶中神宮の境を限り標を樹たゝ後、伊勢志摩兩國相爭ふを以て、尾垂刻を葦淵に遷せる故也、

六年、幣を伊勢及香椎廟に奉り、又幣及弓矢を天下群神に奉りて、新羅を征が爲に軍旅を調習ふ事を告さたむ、高野天皇神護元年初和銅中藤原朝臣不比等、鹿島神を春日に移たゝ祭り、大鏡裏書神宮雜例集色葉字類抄此に至て、神封を寄奉り、勅符抄格尋て香取枚岡三神を合せ祀る所謂春日神社是也、帝王編年記冬是より先、天皇位を避け御髮を剃て佛に歸給ひしが、此に至て、重て天位に即給ひき、故に使を天下諸國に遣たゝ、神社を修め造らしめ、尋て大嘗祭を行ふ、凡大嘗の禮上世以來、必ず其供具を敬たゝみ、必ず其衣服を潔くし、齋はり潔まはりて後、神に仕へ奉るを以て、僧尼穢惡の事に預るゝ、尤法制の忌む所也、凡字以下神祇令延喜式然を共も天皇既に厚く佛法を崇め給へ、故に勅曰、神等を捨て佛を離れて餐ぬ物ぞと、人の思ひて在なきと、佛の法を護り奉るゝ、諸の神等也けり、故出家人を

雜りて舊忌たゝが如く忌ずして仕奉ふを障ふる事い在じと詔ひ、明年に至て、妖僧道鏡を法王と爲給ひき、其道に違ひ、法に背き、天祖天神を輕蔑奉り、遂に神道と佛教と相混淆て差別なきに至れり、故此後佛經佛器を神社に奉り、僧徒をして神を祈らしめ、其甚しきに至ては、伊勢神宮及諸國大社に神宮寺を建るが如き事ありて、神道是より漸く衰ふ、其道以下參取本書及續日本後紀聚國史大意、此時天皇甚く八幡神を敬奉り、道鏡を寵給ひしかば、道鏡天位を窺ふの心を懷きて、邪謀を群神に徧たゝ、相謀を佞黨に行ひき、續日本紀聚國史、故此夏、八幡群神の神教に依て封六百戸を奉り、冬、八幡主神大神田麻呂を本位に復さる、景雲三年に及て、太宰主神習宜阿曾麻呂、天皇の御心を惑へむとして、道鏡を讒諛ひ、八幡神教を矯て、道鏡を皇位に即奉らば、天下太平ならむと奏たゝき、天皇和氣朝臣清麻呂を御禊に召て勅曰、昨夜夢に八幡神使あり、大神の事を奏す爲に、尼法均を請たゝ給ふと云り、汝清麻呂法均に代て、八幡神教を奉れと詔給ひき、續日本紀故神宮

と至り、神寶を捧げ奉りし間に雲なかりける空遽に曇りて雷電鳴閃き、神殿火の如く輝きて、大神託宣曰く、天地開闢し始より、君と臣との分定りぬれば臣を君とする事はあらじ、天津日嗣は必ず皇緒をたてよ、無道奴は遠けく掃退けよ、汝道鏡を懼る事莫れ、吾必ず相濟はむと詔ふ間に復奏して、其逆謀を折きしかば、其事終に止たりき、是に於て神の威稜益々明にして、清麻呂の忠誠愈著る、日本後紀、宇佐託宣集、事清麻呂傳に詳し、天宗高紀天皇寶龜二年清麻呂を豐前國司となし、後二年ありて清麻呂大宰府に請奏さく、頃者八幡大神、禰宜宮司辭を神言に託て屢妖言を行ふ、此國家を擾亂のみに非ず、兼て朝廷を欺き奉る、前後國司政を紊正ことなし、皆請ふ監典主典等と共に、神宮に問て明に實否を定めおき奏しき、時に太宰主神中臣朝臣宅成を遣し神に祈て之を卜しむるに、禰宜辛島勝與曾賣が託宣皆僞なる事を知りき、是に於て與曾賣及宮司宇佐公池守が官を解き、大神少吉備咩を禰宜となし、清麻呂を宮司となし、辛島龍麻呂を祝となし、尋て勅ありて、大神比義が裔を大宮司、池守が裔を少宮司と定めて、同姓と雖も混任なべからじと制給ひき、宇佐託宣集、參取東大寺要錄、引弘仁官符、七年夏勅云、神祇の祭は、國の大典なるに、頃者諸國神社損穢を修めず、春秋の祭祀を怠るに因て、嘉祥降ることなく、災害荐りに顯る、今より國司之を檢校して、毎年其狀を奏せ、宜し、秋、又天下群神に幣を奉り、諸社の祝等、神社の損穢を致す者い、位記を收て、任を解を以て恆例とす、續日本紀、類聚三代格、九年是よりとき、大陽大穴持神、大に神異を顯し、鹿兒島信介村海上と、三島を造り給ふを以て、即官社に預らしむ、續日本紀、十一年春、神祇官奏さく、前に伊勢月讀神御祟坐を以て、度會神宮寺を飯高郡に遷しき、然るを今猶神郡に近ふて其祟未た止ず、飯野郡を除くの外、便地を選て、之を遷さむと云り、勅して之に從ふ、冬左右京に勅して、百姓巫覡を請て、妄りに淫祀を祟むる事を禁しむ、是歳常陸奏さく、神司妄に良民を認て神賤となし、靈威に假託て、朝章を侵す事あり、今より以後更に請申

桓武天皇

こと莫らしめ又脱漏神賤七百七十四人を神戸の籍に編入せんと申き按ふに神司の神賤は蓋鹿島宮の神司神賤なり尋て勅して陸奥桃生白河二郡の神十一社を官幣の社とせらるゝ鎮守副將軍百濟王俊哲等賊れ爲に圍まれて兵疲れ矢盡たる時此神に祈て圍を潰す事を得たれば實に神の佑ます故也と請奏せるを以て也皇統彌照天皇絶さるを繼廢れたるを興し心を政事に用ひて神を敬ひ大に神祇の法制を定給ひき皇統以下參取本書日本後紀類聚國史大意延暦元年夏陸奥國凶賊を討撥ふ時鹿島神に祈て神驗空しからざ請くは之を賽せむと奏たき故勅たて其神に勳五等封二戸を授奉り續日本紀十一年高橋安曇二氏神事は御膳に供奉る行立は先後を定む初靈龜二年神今食の日安曇宿禰乃典膳高橋朝臣乎具須比に語らく乃は官長く年老たり故前に立て供奉らむ乎具須比神事の日御膳に仕奉るは膳臣の職さして他氏の事はあらざと云て互に論ふ事内裏に聞えたかば累世神事更改べからざと詔ひて例の隨に行はたむ六年に至て安曇廣吉又强て

進み前立むとす高橋波麻呂爭て之を留む事發るの後所司祓を科せ波麻呂罪なき由を申たて聞ざ勅して廣吉を上申れ祓を科せ給ひたりど廣吉猶氏文を僞造て前立つると高橋朝臣等訴へを披らざして憂憤りき故延暦八年朝廷各其氏文を召たて事の由を勘て高橋氏の先たるべき由を知給ふと雖を卒て改めしめざて今より後代る代る先立て仕奉るべく制給ひき然をとも奉膳安曇繼成去年六月十一月十二月の祭頻りに先立仕奉るを以て是歳勅して高橋氏を先立たむるに繼成勅を違き直に退て竟に其職を仕奉らさりき故大政官處分て謂らく日本紀を案ふるに大足彦忍代別天皇五十三年東國を巡狩て海中に白蛤を得給ひたる時膳臣遠祖磐鹿六鴈其白蛤を膾として進りき故六鴈臣を美て膳大伴部を賜ふと云り家記の載る所亦此の如し是高橋氏御膳に預り奉る緣也又譽田天皇三年處々の海人訓児て命を從はざりたる時安曇連大濱宿禰を遣たて平たむるを以て海人は宰とと云り是安曇氏

御膳に預り奉る由也、然るに安曇、宿禰等御間城入彦五十瓊殖天皇、御世、遠祖大楞成吹始て御膳を奉る由を欺せり、故其私、記文を撿に、追註筆跡疎に拙く、奸僞の端見ゆる、且之を國史及家記に考ふるに、磐鹿六鴈は大濱宿禰に先つ事、時は五代を經、歳は三百に逾たり、然もば高橋を先とし、安曇を後とすべき事、其理既に灼然、彼の繼成記を僞り先を爭ひ、意を恣にして、職に供奉らず、詔命を承ずして、人臣の禮なし、請、絞刑に處て、除名せしめむ、朝廷其死を宥て、佐渡國に流す、佐渡國據類聚國史、又神祇官に勅して、今より後高橋氏を先立ちむべく制給ひき、本朝月令引高橋氏文、年中行事秘鈔、十二年越前氣比神宮司大中臣魚取解さく、封粗穀は神庫に納て、祭料に充べきを、國吏之を官庫に納て、他色に充つ、故度々の祭を闕怠る事多し、願はくは神庫に納めて、祭料に充む、勅して其請に從ふ、三代實錄元慶八年

明年始て平野神社を建つ、類聚三代格江家次第一代要記、十四年宮中及左右京畿、近江伊賀伊勢等國に大祓を、太神宮裝束物を奉ふが爲也、十六年、天皇南庭に臨し、幣使を天下諸國名神に遣して、萬國安寧を祈り給ひ、類聚國史、日本紀略、冬勅して、祝部犯す事ありて、潔齋を勤めざる者は、理に依て解却の法を定む、類聚國史、是歳、伊勢大神宮司奏さく、神宮の御厨、離宮及諸司、宿舍、去實龕中改造ありしより、既に廿六年を經て、皆悉く破損ぬ、加之河水暴漲の患あるを以て、修理を加ふれども、其全を得難し、請ふ神部課丁を役て他處に遷し建む、故に其功食を充給へと申す、園太曆延文二年、勅して請に從ひ、遷宮使大中臣豐庭を遣し、度會郡沼木郷高河原、離宮を壤て、之を湯田郷字夜西村に移立しむ、園太曆、神宮雜例集、十七年秋、祈年幣帛を奉ふべき神社を定め、又是よりとき諸國、祝等、年毎に京に入り、各幣帛を受し者、道路僻遠して往還の難多きを以て、便當國、物を用ふへく制給ひ、類聚國史、冬、太政官符に依て、宇佐八幡大菩薩及比睿神の封千戸百戸を太宰府に納めしめ、類聚三代格、新鈔格勅符、尋て兩京畿内に勅して、夜、祭、歌舞を禁むさきと此禁ありしかども、所司寛容にして、紀正とときを以て、男女の別なく、鬪爭淫奔、法に違ひ俗

を敗る事甚多し、今より後嚴に禁斷を加へて、祭は晝日のみ之を行ふ、昏に及ぶ事なからしむ、類聚三代格 冬勅云、國造と郡領と、其職各殊なり、然るに今出雲筑前兩國、慶雲三年以來、國造をして郡領を帶ちめしよい、言を神事に託て、動もすれば公務を廢め、闕怠あれども、決に由なし、故國造をして郡領を兼ね事なからしめん、又出雲國造神主を兼て、新に任るの日みな嬪妻を棄て、多く百姓の女子を取て、神宮采女と號け、便娶て妾とし、妾を神事に託て、遂に淫風を扇く、神道の世を助けあるに、誠に此の如くなるべからず、若已ことを得ざる者は、國司名を注し、密封て一女を卜定めよ、苟も此制に違はば、事に從て科處せむ、筑前宗像神主、又此に準へ、類聚國史、類聚三代格 此後太宰府奏さく、筑前宗像大領、其補任の日、神主を兼て五位を叙すると例とし、而るに延暦中譜第の選を停廢て、能才を用ふるの勅あるを以て、大領兼神主宗像朝臣池作卒去しより、材能を試るに其人なく、類聚国史 供祭を闕り、且延暦七年神祇官符に備、氏中の潔清廉貞にして、祭事に堪たる者を簡みて神主とし、六年を限て替らしめよと云り、然れい、假令才能ありとも、大領終身の職に居て、神主六年の任を兼る事、甚穩便ならず、謹て官裁を請ふと申さき、即勅して郡司に神主を兼る事を得ざらしむ、類聚三代格 十八年夏、神祇官大祐大中臣朝臣弟枚をして伊勢太神宮正殿を改造らしめ給ひ、日本後紀、類聚国史 尋て勅云、祭祀の事い、德を敬とを在り、心に敬はざるは神之を享べからず、廣瀨龍田祭は、風災を鎮め、年穀を祈る所以也、而るに大和國司事を觸て、肅敬とせなく、吏生を差して祇承奉らしむるを以て、靈應ある事なし、今より守介一人齋戒して、祇承奉らしめ、事故あらば判官を遣す事を聽せと、制給ひき、日本後紀 七月伊勢齋宮の新嘗會を停め、歌舞の伎を以て、九月祭に供ちめ、又京畿百姓北辰燈を奉る事を禁しむ、齋王齋宮に入給ふを以て也、日本後紀、類聚國史 初大中臣朝臣諸魚其家譜を進る時奏ちけらく、中臣氏神祇伯に任ける者は、天照太神の神主也、故歷世相承て、喪に遭ども官を解

ざる由を白ふき後其母卒るゝ及て勅ふたまはく喪紀を躬らせざゝ雖も又神事に供奉るべきにあらねば宜しく其服を終ふむべしと制給ひ日本紀略十九年冬勅曰諸國神宮司未た任限を滿ぜして任を解者別に補替ふことを得ざ神主祝等の事を行はしめ服闋て後任を滿しむべく制給ひ大同中に至て神主の服限復任を亦此制に同からしむ類聚國史類聚三代格二十年夏祓を科せるの法を定む凡大嘗祭に事を怠り及其齋月の内喪を吊ひ疾を問ひ刑殺に文書を判署し罰を決め肉を食ひ穢惡に預ふ者大祓を科せ其官人は兼て見任を解ふむ其料物馬一疋大刀二口弓二張矢二具刀子食薦各六枚太綿麻鰒堅魚雜腊海藻滑海藻各六斤庸布六段鍬坏盤各六口鹿猪皮各六張酒米各六斗鹽六舛稻六束薦六領枚手料柏十五把匏四柄長一丈楮四枚席一領凡新嘗鎮魂神嘗祈年月次神衣等の祭を闕怠り大神宮禰宜内人を毆ち又御膳物を穢ふ新嘗等諸祭齋日に喪を吊ひ病を問ふ類六色の禁を犯す者は上祓を科す其料物馬及猪皮を除くの外並に大祓に同じく其品數刀子坏盤及柏は三分の一を減し其餘みな半を減ず凡大忌風神鎮花三枝鎮火柏嘗道饗牛野園韓神春日祭を闕怠り物忌戸座御火炬を毆ち物忌女を奸ふ及穢惡に鍋て御膳所に預り忌火祭の齋日禰宜祝及祭に預ふ神戸人等を毆ち吊喪等六色禁忌を犯す者は中祓を科す其料物は大刀弓矢席を除くの外みな上祓に同じく其品數刀子匏柏は半を減し其餘は三分の一を減せり但坏盤楮三種は上祓に同じ凡諸祭祀の事を闕怠り及齋日に祝禰宜祭に預る神戸人を毆ち諸禁忌を犯す者は下祓を科す其料物並に中祓に如く其品數刀子庸布鍬鹿皮匏柏楮を除くの外食薦薦坏盤は其半を減し木綿麻鰒堅魚紙脂海藻滑海藻各六兩酒米各四斗稻四把鹽四合を出ふむ以前神事に犯す事あれば祓を科せ罪を贖ふ善惡二祓を一人に負す其條例已に繁く物を輸すこと又多くして事苛細に傷れ深く黎元の損となるを以て今例を立て之を改む其毆傷る事重き者は祓淨むる

の外、法に依て罪を科せ、齋外に鬪打ふ者は、律に從て罪を決む、祓の限にあらざ、又祝禰宜等人と鬪し、又他事を犯せる者は、先ッ其任を解て罪を決め、神戸百姓犯失とあるを、齋を行ふの後、法に如くせよと制給ひき、又太政官符に、今より以後、神戸限ること二丁の田租を以て十五束と定たるその丁減物少たて供祭に乏しからんべけきば、天下諸社の丁及租數、並に改て舊例に依るべしと制給ひき、類聚三代格 冬、伊勢奏さく、多氣度會二郡司、言を神事に寄て、數調庸の闕怠を致せり、願はくは百姓犯す事ある者をば、神界の外に出て、決罰を行はむ勅して其請に從ふ、類聚國史、類聚三代格 是歳春、大和石上社器仗を、山城葛野郡に運収しむ、廿四年に至て造石上神宮使石川朝臣吉備人等造宮の功程を支度て、單功十五萬七千餘人なる由を申す、時に勅曰、此神宮は他社に異なる故を問へ給ふに、或人奏たけらく、昔來より天皇等此神宮に御て、多く兵仗を納置給へる故也、今都遠く成にたきば、非常を慎むはとる事なれど、卜食たて後に兵仗を遷運給へと申たき、茲に文章生布留宿禰高庭解云、神戸百姓等が言を聞に、頃者大神頻に鳴鏑を放給へるを、村人怪み思つれど、何祥とも知らでありしに、幾日もあらざ神寶を遷座り、願はくは此事を奏して停め給へと白す由を、太政官より奏す時に、天皇宣云、さきに此事を卜ふに吉と卜食き、今妨げ云ふべきに非ずと詔て、即神寶を運訖たまふに、故なくして倉仆れき、故に兵庫に取むるに、聖躬不豫給ひぬ、爾に典闈建部千繼春日祭使の時、平城松井坊に至て、神教を請ふに神女巫に託りて云く、歴代御宇天皇慇懃なる御志を以て納給へる神寶なるを、今吾庭を踐穢たて、運収る理やはあるる、故今天下諸神を唱導て諱を勤たて、天帝に贈りつと云りき、因密に其由を奏たかば、神祇官及所司に詔して、二幄を神宮に立て、銀筥に御飯を盛り、御衣一襲を副へ、並に御壁に納れ、彼女巫を召て、御魂を鎮めたむるに、女巫逼霄忿怒て、前の如く託語たて、遲明に至て和解たりき、○按本書祝詞天皇の御夢にも神教たに、遲明に至て和解たりきとに似たり、附て後考に備ふ、類聚治正作民

王、神祇ノ大副大中臣朝臣全成、典侍葛井宿禰廣岐等を召し神社に遣し幣帛及鏡を捧げて天皇の御病を祈らしめ、又典藥頭中臣朝臣道成等をして、神社の兵仗を返し納奉りしかど、明年に至て、遂に崩座き、日本後紀、類聚國史、天皇既に心を神祇の典に用ひ給ひ、專ら武業を好み、遠く蝦夷を掃ひ給ふ時い、其石上の兵仗を遷し奉るも、蓋神威に依て皇風を輝し給ふの御心也、斟酌續日本紀、日本此後紀、愚管鈔大意、天皇の御世に、春日神を大原野に遷し、大鏡裏書、權記、公事根源、中に及て、又吉田に遷し祭りき、蓋皆藤原氏の意に出つと云、大筥、帝王編年記、百錬抄、諸神記、天推國高彦天皇大同元年秋、是よりさき中臣忌部相共に訴ふる事あり、中臣氏云く忌部は本幣帛を造りて祝詞を申さゝなし、故忌部を幣帛使とすべからず、忌部氏云く幣帛を奉りて祈禱は忌部の職なり、然らば忌部氏をは幣帛使とし、中臣氏をは祓使に充べしと云て、互に論ひき、爰に至て朝庭之を斷め給ひけらく、日本書紀に、天照大神天磐戸に閉塞し時、中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖大玉命、天香山の五百箇眞坂樹を掘て、上枝に八坂瓊の五百箇御統をかけ、中枝に八咫鏡を懸け、下枝に青和幣白和幣を懸けて、相共に祈禱白しきと云り、然れば祈禱は中臣忌部並に相預るべし、又神祇令に云、祈年月次祭は、中臣祝詞を宣り、忌部幣帛を班ち、踐祚の日には、中臣天神の壽詞を奏し、忌部神璽鏡劍を上る、其六月十二月晦日、大祓は中臣御祓麻を上り、東西文部祓刀を上り、祓詞を讀訖て、中臣祓詞を宣る、常祀の外、諸社に幣帛を供ふる者は皆五位以上卜食者を充よと云り、故常祀の外奉幣の使は、互に兩氏を用ひ、其餘は專ら令條に依まと詔ひき、日本後紀、當時中臣氏大に盛にして、忌部氏甚衰ふ、正六位上齋部宿禰廣成實に天太玉命の神裔なるを以て、深く神道の衰頽たるを憤りて、古に復さむとするの志あり、古語拾遺、正六位上據類聚國史、爾に天皇其舊說を召問給ひしかば、廣成謂らく、上古文字あらざりし時、貴賤みな口々に相傳へて、前言往行を忘るる事莫りき、書契ありしより以來、古を談る事を好まざる浮華競興りて、還て舊老を嗤り、次々に世代移變て、故實を尋るに、其根源を識者なし、國史家牒に其

由を載せ雖も、其委曲を遺漏せる所あり、愚臣言ふこゝは、恐らくは絶て傳ふる事莫らむと云へり、古語拾遺一卷を著し、三年二月を至て之を上りき、其畧を云、纒向日代朝日本武尊草薙の劍を以て、東夷を平給ふ、其劍今尾張熱田社に在り、而るに未だ禮典に預らず、輕島豐明朝秦漢百濟内附の民、万を以て計ふ、皆其祠あり、未だ幣例に叙られず、忌部宿禰祖天太玉命、中臣朝臣祖天兒屋命、各も各を天照大神に仕奉りたより以來、世々神祭の事を預りて、互に優劣ある事なき、小治田朝を至て、太玉命の胤絶ざる事帶の如く、天恩に因て纒に其職を仕奉り、難波長柄豐前朝白鳳四年齋部首作賀斯神官頭を拜たりしが、其胤職を繼事あたはず、陵遲衰微て今を至れり、淨御原朝天下萬姓を改て、八等を定め、唯當年の勞を序て、天降の績を本かゞ、其二を朝臣と云ふ、中臣氏を授て、賜ふを大刀を以てし、其三を宿禰と云ふ齋部氏に授て、賜ふを小刀を以てせられき、大寶中始て記文あるを、神祇の簿猶明案なく、望秩の禮未だ其式を制給はゞ、

天平中神帳を勘造るを至て、中臣權を專らにし、任意取捨し、由ある者は小祀も皆列り、緣なき者は大社も猶屢かれ、數奏施行こと、當時獨歩なるを以て、諸社封税總て一門を入れり、凡天降の時より東征の年に至るまで、扈從群神其名既を國史を顯きて或は皇天二祖の嚴命を承りて、寶基の鎮備となり、或は昌運の啓る時に遇て、神器の大造を扶奉れり、然らば功を錄し酬ふを至ては、同じく祀典に預るべきに、未だ班幣の例を入ざるは、恨を抱くのあり、況復草薙神劍は、尤是天璽に坐せば、外賊倫奉りて逃しりぞき、境を出る事能はゞ、神物靈驗之を以て見るべし、然きば奉幣の日、同く敬奉るべきを、久代より今を其禮を修め給はゞ、祖宗を尊ひ敬ふは禮教の先とする所なるを以て、聖皇位を即の始、必ず群神を祭り給へり、天照大神は祖宗にして尊きこと二なく、自餘諸神は、乃其臣子なるを、今神祇官幣を班つの日、諸神の後に伊勢神宮を叙るは、古を遺られし一二也、天照太神本天皇同殿を坐しを以て、供奉の儀君も

神を又異なる事なく天上として中臣齋部二氏、相共に日神を禱奉り猿女君の祖を神怒を解奉れり然れば三氏の職、相離ふべからず、而るに今伊勢宮司獨中臣氏を任して二氏を預らしめず凡神殿は神代に隨に齋部官御木鹿香二郷の齋部を率て齋斧齋鉏をもて、事始めて、工夫造り終るの後、齋部殿祭門祭訖て御坐しむるに伊勢宮及大嘗の由基主基宮を造るに至ては皆齋部に預らしめず、是其遺らもし三四也、又殿門祭は元太玉命の供奉もる儀なれば、齋部氏の職なり、然るを二氏神祇官を任て、相副に供へ奉ふ故に、宮内省奏詞を、御殿祭供奉らむとしてを中臣齋部御門に侍ふと云ひたるを、寶龜中宮内少輔中臣朝臣常、恣に奏詞を改て、中臣齋部を率て、御門を候ふと云たより、彼省永く例として、今に改めず、且二氏神代より神事に供奉りて、其差互に相降る事なし。中間に及て、權勢一氏に移り、齋宮寮主神司中臣齋部は、共に七位なりしを、延曆の初朝原内親王の時殊に齋部を降たて、八位官とせたより、今に舊に復されず、其遺られし五六也、凡幣を諸神に奉ふ者、二氏共に其事に預もふを、大宰主神司及諸國大社も獨中臣を任して、齋部を預らしめず、是其遺らもし七八也、凡大幣を造るは齋部官諸氏を率て、神代の隨に造備ふべし、然れば神祇官神部は、中臣、齋部、猨女、鏡作、玉作、盾作、神服、倭文、麻績等の氏あるべきを、今唯中臣齋部二三氏あるのみなるを、考選に預らず、神裔亡散て、方に絶なむとす、其遺らもし十也、勝寶九歳左辨官口宣に、今より伊勢大神宮幣帛使、專ら中臣を用て他姓を差ふ事なからしむ、其事行はれずと雖も、官例に載ふもの、未だ刊除もず、是其遺られし十一也、方今聖運初て啓けて、皇輝を八洲に照し、往代の鄙俗粃政を改易め、廢絶たるを繼興して、千載の闕典を補給はむとす、若此造式の年に當て、彼望秩の禮を制め給はずば、後の今を見る事、猶今の古を見るが如くならむ、愚臣齎成齡既に八十に逾たれども、犬馬の心旦暮いよいよ切なり、幸に求訪の休運に遇て、深く口實の墜失ざる事を歡び、又斯文の高く達奉りて、天鑒の曲照に被らむ事を請ふと上奏き、古語拾遺初延曆中勅して、儀

式を造らしむ其功訖ると雖も伊勢大神宮止由氣宮の神主内人等儀式帳各一卷を造て之を上りき類聚國史延暦儀式帳此を至て式を撰ふの議あり故を廣成神祭の式を修めむ事を奏しかゝるど其言終を行はれど類聚國史古語拾遺弘仁式序後六十三年にかゝて貞觀に始て祭禮の儀注あり其後又五十七年を歷て延長に神祇式あるハ蓋廣成が言を採用給ひたる也三代實錄貞觀儀式延喜式秋豐前國解げらく八幡神宮司申云延暦十八年官符を大菩薩並比咩神封一千四百十戸ときを太宰府庫に納しめたより春秋祭料を用ふべき物なしと云を以て府官檢校たて祭料を割充て其殘きる雜物を神宮に納め府官宮司と共に出納を掌らとむべく制給ひき然るを道路稍遠く使を遣そを煩あり願はくは前例のまゝに神宮と國司と出納を掌りて其用物をハ年終を勘錄て奉らむと云り勅たて其請を從ふ類聚三代格新鈔格勅符

神祇志料卷之二終

○二之卷正誤

○二張右二行 隋當作墮 ○同五行 ゝ當作そ ○四張右九行 班マ當作ア ○同左一行及五行 忌當作忘 ○五張右十二行 拜當作拜 ○六張右十行注 廷當作延 ○同左十一行 珠城當改瑞垣 同十二行注亦同 ○七張左一行 姊當作姨 ○同六行 知當作和 ○同八行 熟當作熱注文亦同 ○八張右四行 華當作苹 ○同行 蒼生アヲヒト クサ也 ○九張左十二行 亦當作赤 ○十三張左七行 泊瀨當作泊瀨部 ○十四張右一行 皇祖スメミオヤ 天皇スメラミコト也 ○同左一行 兄當作足 ○同九行 間當作問 ○十五張左五行 停當作渟 ○十七張右四行 注熟當作熱 ○二十張右二十二行 鍊當作謙 ○同左十二行 師當作帥 ○廿四張右十一行 咒當作呪 ○同左八行 組當作租 ○廿五張右七行 壞當作壞 ○同左二行 久當作冬 ○廿七張左十行 曰當作て ○廿八張左十二行 大當作太 ○三十張右三行 封上脫社